

## 広島市食品ロス削減推進部会運営要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、広島市廃棄物減量化・資源化等推進推進審議会（以下「審議会」という。）において、広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則（以下「審議会規則」という。）第8条第1項の規定に基づき設置された部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （名称）

第2条 部会の名称を、広島市食品ロス削減推進部会とする。

### （構成）

第3条 部会は、審議会規則第8条第2項の規定により会長が指名する委員により構成する。

### （所掌事務）

第4条 部会は、審議会が所掌する事務のうち、食品ロスの削減に関する事項について、環境、消費生活、保健、福祉、産業振興、教育、その他の食品ロス削減に関連する分野等の幅広い観点から調査審議する。

### （会議）

第5条 部会は、必要に応じて、部会長が招集するものとする。

### （庶務）

第6条 部会の庶務は、環境局環境政策課において処理する。

### （その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、令和5年4月 日から施行する。